

石巻市ささえあいセンターで使用する電力の需給仕様書

1 概要

(1) 需要場所

「石巻市ささえあいセンター電力需給施設概要書」のとおり

(2) 業種及び用途

公共施設（石巻市ささえあいセンター）

2 仕様

(1) 電力需給条件

「石巻市ささえあいセンター電力需給施設概要書」のとおり

(2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力 常用電力 195 kW

※契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。

イ 予定使用電力量 877, 284 kWh

（月別の予定使用電力量は別添資料1のとおり）

上記の予定使用電力量はあくまで予定であるため、電力の需給を確約するものではないことに注意すること。

(3) 電力需給期間

令和6年3月23日午前零時から令和9年3月22日午後12時まで

(4) 需給地点 対象建築物の石巻市所有の開閉器の電源側接続点

(5) 電気工作物の財産分界点 需給地点に同じ

(6) 保安上の責任分界点 需給地点に同じ

(7) 力率

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の需給条件については、「電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）」の施行後において、当該地域を管轄する「一般送配電事業者」に相当する者が定める「託送供給等約款」に相当する条件による。

3 暴力団等の排除について

(1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

(2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者及び石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を発注者が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請

以降全ての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。)又は再受注者(再受注以降の全ての再受注者を含む。以下同じ。)としてはならない。

- (3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受注者(以下「下請負人等」という。)としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者(以下「暴力団員等」という。)による不当要求又は妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力(以下「警察への通報等」という。)を行うこと。
- (5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書(発注者が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式(石巻市ホームページに掲載))により発注者に報告すること。
- (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、担当課長と協議を行うこと。
- (8) 発注者は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。